

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月27日

横浜市契約事務受任者  
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 件名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に伴う住民基本台帳データ及び税台帳データ抽出等業務委託（令和3年12月～）

(2) 委託内容

住記データ及び税データの抽出等

2 履行場所

健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所

3 契約日

令和3年12月27日

4 履行期間

契約締結した日から令和4年3月31日まで

5 契約金額

19,641,600円

6 契約の相手方（名称及び所在）

富士通 Japan 株式会社 神奈川支社（横浜市西区高島1-1-2）

支社長 宇井 哲

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年11月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、国は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給することとしました。

本市においても、給付対象となる世帯を、住民基本台帳データと税台帳データから抽出し、迅速に対応する必要があったことから、随意契約を行わざるを得ませんでした。

8 契約の相手方の選定理由

次の3点について、迅速かつ安全に業務が履行出来る業者であるため。

(1) 住民記録システムにおいて、基準日である令和3年12月10日の終了時点の住民基本台帳における氏名・住所等を抽出すること。

(2) 税台帳データから令和3年度の課税状況等を抽出するとともに、判定条件をもとに課税、非課税、未申告、課税者の被扶養者等の判定をし、その際、判定に必要なプログラムを作成すること。

(3) 横浜市臨時特別定額給付金受付センターで使用するシステムの運用保守業者及び申請書の印刷業者に対して、抽出した住記データ及び税データを提供すること。

9 所管課

健康福祉局総務課